

岩手県身体障がい者体育館利用料金表

<平成26年4月1日/改定・普通使用料>

区 分			普通使用料								特別使用料	
			全館貸切使用料						区分使用	個人使用		
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 20時まで	9時から 17時まで	12時から 20時まで	9時から 20時まで	1区分1時間 までごとに	1人4時間 までごとに		
入場料等を 徴収しない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	学生・生徒	円 2,720	円 4,270	円 5,690	円 6,990	円 9,960	円 12,680	円 490	円 80	1. 休日使用料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合には、普通使用料の額の2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。）を別に徴収する。 2. 附属の施設又は設備の使用料 附属の施設又は設備を使用する場合には、1件又は一式1時間までごとに2,040円の範囲内で知事が定める額を徴収する。 3. 電気料及び暖房料 電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額を別に徴収する。	
		一般	5,440	8,540	11,380	13,980	19,920	25,360	840	90		
	その他の催しに使用する場合	27,420	42,650	56,900	69,890	99,550	126,790	2,480				
入場料等を 徴収する場 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	学生・生徒	5,440	8,540	11,380	13,980	19,920	25,360	700			
		一般	10,880	17,080	22,760	27,960	39,840	50,720	1,180			
	その他の催しに使用する場合	40,860	63,980	85,350	104,840	149,330	190,190	3,900				
第3条の規定による許可を受けた場合の使用料			1人1時間までごとに720円の範囲内で知事が定める額									

- 備考1. 「入場料等を徴収する場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合または営業の宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 備考2. 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を越えるときは、その超える時間1時間につき9時前及び20時後のときは17時から20時までの、9時から12時までのときは9時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から20時までのときは17時から20時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

1 附属の施設又は設備の使用料等の額 <19.4.1/機能回復訓練室をトレーニングルームに>

区 分	アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催しに使用す る場合
トレーニングルーム	1時間までごとに 190円	380円
放送設備	1時間までごとに 230円	530円
バスケットボール用具	1式1時間までごとに 130円	260円
バレーボール用具	// 30円	60円
バドミントン用具	// 30円	60円
卓球用具	// 60円	120円
アーチェリー用具	// 70円	140円
テニス用具	// 40円	80円
ゲートボール用具	// 40円	80円
いす（1人用）	1脚5時間までごとに 20円	40円
机	1個5時間までごとに 30円	60円

夏季7月～9月 <29.7.1電気料改定>

特別使用料

<26.12.1暖房料改定>

区 分		1時間までごとに	
		電 気 料	暖 房 料
体育室	全館貸切使用	450円	930円
	うち水銀灯のみ	200円	
	区分使用	220円	470円
	うち水銀灯のみ	100円	
	個人使用	40円	90円
	うち水銀灯のみ	20円	
トレーニングルーム		10円	70円
摘 要		1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。	